

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行個）諮問第139号）

答申日：平成28年11月25日（平成28年度（行個）答申第135号）

事件名：特定日に経済産業省から写しの交付があった，特定月に本人が提出した保有個人情報利用停止請求書の「原本（正本）」の写しの開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年4月25日に，経済産業省から写しの交付があった，平成27年8月に審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書の「原本（正本）」の写しに記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき，「保有個人情報利用停止請求書（平成27年8月11日）」の写し（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象保有個人情報を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件請求保有個人情報の開示請求に対し，平成28年7月28日付け20160629統第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

審査請求人の請求している文書は，あくまでも「原本（正本）」の写しであるところ，平成28年4月25日には「原本（正本）」の写しと称し，「原本をPDF化した文書」の写しが手交され，その場での閲覧については固辞された。その後，真の「原本（正本）」は審査請求人の自宅にあるとの理由で改めての閲覧のみの開示請求については不開示決定通知を受けた。

審査請求人は開示請求書に「（平成28年4月25日に交付された文書と）同じ文書の写し」と，注釈として付記はしたが，請求した文書は，繰り返しであるが「原本（正本）」の写しである。

審査請求人の自宅にある「原本（正本）」を，物理的にも，論理的に

も、その写しを交付できるわけではないので、今回の交付文書も前回同様、「原本をPDF化した文書」の写しであるとしか考えにくく、改めて、2回にわたり交付された文書の真偽を確認し、真の原本（正本）の写しの交付を頂くべく審査請求を行う。

（2）意見書

審査請求人が諮問庁に提出した保有個人情報利用停止請求書の原本に係る開示請求は、「同一の文書」であるが、平成28年度（行個）諮問第114号が2回目の開示請求に関するもの、本件諮問事件が3回目の開示請求に関するもの。平成28年度（行個）諮問第79号が1回目の開示請求に関するものであり、特定年月日A付けで諮問庁から開示及び不開示決定の通知があり、その後開示された開示請求が4回目となる。諮問庁の決定内容と対応は、それぞれ、以下のとおりである。

1回目の開示請求に対しては、「原本を保有している」ことを前提としていなければ示し得ないはずの「全部開示決定」が通知され、原本の写しと称して「原本をPDF化した電子媒体を印刷したもの」が審査請求人に交付されたものの、開示方法として写し以外に求めた原本の閲覧は拒まれ実現していない。

2回目の開示請求については、説明もなく実現しないまま放置されている閲覧のみを請求するものであったが、これに対しては「原本を保有していない」ことを理由とする不開示決定であった。

3回目の開示請求については、原本性の確認をすべく、閲覧を補う手段として原本の表面と裏面の請求をし直したが、こちらも決定内容は「全部開示」だったが、1回目と同様に、原本の写しと称して「原本をPDF化した電子媒体を印刷したもの」が審査請求人に交付されたものの、開示の方法として写し以外に求めた原本の閲覧は拒まれ実現していない。この際、鉱工業動態統計室としては「PDFも原本である」との同室の見解に基づいた対応であるとの説明がなされた。

4回目の開示請求については、特許庁を組織として抱え、模擬品対策をも担っている諮問庁が、「PDFも原本である」との鉱工業動態統計室が示した見解を、諮問庁全体として追認するかどうかを確認する意図で、閲覧を含めた再度の開示と、上記見解を示すに至った経緯等に関する全ての文書の開示を請求した。この4回目の開示請求も、3回目の開示請求と同様に原本の写しと称して「原本をPDF化した電子媒体を印刷したもの」が審査請求人に交付（開示決定）されたものの、開示の方法として写し以外に求めた原本の閲覧は拒まれ（不開示決定）現在も実現していない。

また、見解の根拠については、審査請求人が請求した文書とは受け止めがたい、請求したつもりはない多数の文書が開示されただけで、「P

DFも原本である」との見解の論拠は全く理解できなかったため、直ちに審査請求を行った。

このような諮問庁の決定内容と対応では、文書の特定はおろか、文書の存否そのものについて矛盾した内容の複数の大臣名の決定文書が存在しているという異常な事態が継続していることから、審査請求人は、今現在も、審査会に適切な審査を頂くための情報公開制度に則した意見を審査会に示すことができない。

諮問庁は、審査会に諮る以前の問題として「原本の写しと称して原本をPDF化した電子媒体を印刷したものを審査請求人に交付した行為」の是非（「PDFも原本である」という見解の確たる論拠）、「相矛盾する決定が記された大臣名の複数の決定文書に係る真偽（開示すべき文書の存否）」を、審査請求人に対して納得のできる説明をすべきと思う。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人は、平成28年6月29日付けで、法13条1項の規定に基づき、「平成28年4月25日に、経済産業省から写しの交付があった、平成27年8月に審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書の「原本（正本）」の写し ※また、文章が記載されている「表面」のみの両面コピーではなく、文章が記されていない「裏面」も含む計4枚 ※白黒での複写ではなくカラーでの複写に限る。（注）審査請求人の個人情報が適切に扱われているかを目的とした開示請求であることを目的として明記して開示を請求を行い、全部開示の決定を受けた上記の開示日平成28年4月25日には、写しの交付はなされたもののその場での閲覧は拒否され、写しについても真に原本（正本）写しであるかの確認がしがたい文章が記載された表面のみの写しであったことに加え、その後の閲覧のみの開示請求に対しては、全部開示をした決定とは明らかに矛盾した内容としか受け取れ得ない理由により閲覧は不開示との決定通知がありました。ゆえに、特定年月日Bに上記不開示決定については審査請求を行ったところですが、その後も本日に至るまで事情説明等に係る一切の御連絡を頂けないため、やむなく、平成28年4月25日に写しを交付いただいた原本（正本）について、再度、「同じ文書の写し」ではありますが、より信憑性の高い情報を得て事実関係を確認するため、改めて、開示請求を行うものです。法令に則った誠実な御対応をお願いいたします。」に記録された本人に係る保有個人情報との開示請求を行い、処分庁は、本件文書を特定し、平成28年7月28日付け20160629統第2号により、本件対象保有個人情報の全部を開示する旨の原処分を行った。

2 審査請求に係る保有個人情報

本件請求保有個人情報は、平成28年4月25日に、経済産業省から写

しの交付があった，平成27年8月に審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書の「原本（正本）」の写しに記録された本人に係る保有個人情報である。

3 原処分及びその理由

処分庁は，本件開示請求を受け，「保有個人情報利用停止請求書（平成27年8月11日）」の写し（本件文書）を特定し，法18条1項の規定により，本件対象保有個人情報の全部を開示する旨の原処分を行った。

原処分を行った理由には次のものである。

本件請求保有個人情報が記録されている文書は，本件文書が全てであり，不開示部分に該当する箇所はなく，その全部を開示としたものである。

4 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において，審査請求人は，処分庁が特定した本件対象保有個人情報では不明確であるとし，改めて保有個人情報を特定して開示するよう求めているので，以下，原処分の妥当性について検討する。

審査請求人は本件対象保有個人情報では不明確である旨主張するが，諮問庁は審査請求人の主張も踏まえて改めて保有個人情報の探索を行ったものの，本件文書以外の存在は確認できなかったことから，本件文書に記録された本人に係る保有個人情報を本件対象保有個人情報としてその全部を開示した原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり，本件審査請求については，何ら理由がなく，原処分の正当性を覆すものではない。

したがって，本件審査請求については，棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月27日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月14日 | 審議 |
| ⑤ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

審査請求人は，本件請求保有個人情報の再特定を求めており，諮問庁は，本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件文書は、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書の「原本（正本）」を、審査請求人に返戻する以前に、同請求に対する決裁等に利用する目的で、スキャナーで読み込み、PDF化したものであり、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている文書は保有していないとのことであった。

諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、本件文書は本件請求保有個人情報が記録されている文書であり、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている文書は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久